



ご家族がソニー健保に加入するときの 健康保険と所得税法上の扶養の違いについて

家族が「被扶養者」の資格を得るためにはソニー健保の「認定」を受ける必要があります。「税法上は被扶養者だから」「配偶者だから」という無条件で認定されるわけではありません。**健康保険と所得税で法律が異なっているため要件に違いがあり、それぞれ別途届出が必要です。**また、要件を満たしていないまま、被扶養者として保険診療を受けた場合、「無資格受診」となり、医療費の「全額返還」を被保険者に求めることとなります。ご注意ください。

	 健康保険法上	 所得税法上
目的	主に保険給付（医療機関の窓口自己負担額に対する給付）を受けるため	所得税における扶養控除を受けるため
対象者	主として被保険者の収入により生計を維持されている親族	納税者と生計を一にする親族
扶養親族の範囲	①直系尊属、配偶者(内縁含む)、子、孫および兄弟姉妹 ②被保険者と同一の世帯に属する三親等内の親族 ③内縁の配偶者の父母および子で被保険者と同一の世帯に属する者	主なもの ①同一生計配偶者（内縁除く） ②六親等内の血族および三親等内の姻族（扶養親族）など
対象者の収入	総収入額 税控除前、交通費、賞与を含めた総支給額 * 税法上の所得額ではありません!	所得額 収入から経費（所得控除）を引いた額
収入の上限	年間130万円未満 ただし、月の収入限度額は、108,334円未満（130万円÷12ヵ月） また、別途対象者によって、次の要件があります ●被保険者の配偶者を除く19歳以上23歳未満の家族は150万円未満（125,000円/月未満） ●60歳以上または障害年金を受給中の家族は180万円未満（150,000円/月未満） * 給与収入：税控除前、交通費、賞与を含めた総支給額 * 事業収入：総収入からソニー健保が認める直接的必要経費を差し引いた金額	合計所得額が58万円以下など ただし、 ●青色事業専従者として給与支払を受ける人 ●白色事業専従者を除く * なお、親族の区分によって要件が異なるため、ご自身で確認ください!

よくある税の質問
[扶養控除] (国税庁)



Check! 

ソニー健保の
扶養に入れるとき、
扶養からはずすときの詳細は、
本誌P.6~7をご覧ください

税法上の扶養についての
確認・問い合わせは、
お勤め先（給与を支給している会社）の
給与担当へお願いします